

令和2年度第1回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会 意見表

No.	資料	頁	意見内容	回答
1	1	1	障害者計画と障害福祉計画の掲載内容の主な違いは何か。	障害者計画は市の障害福祉施策の方針を主に掲載していますが、障害福祉計画及び障害児福祉計画はより具体的な内容として、施設入所者の地域移行者数や就労移行者数等の数値目標、居宅介護や就労移行支援事業等の障害福祉サービス・障害児通所通所支援等の必要とされる数量的な見込みを掲載します。
2	2	1	(1)基本的理念に関する事項①入所等から地域生活への移行②障害福祉サービス等の提供を担う人材の確保 →①については以前からの要望であり、②については新規の掲載であり今後に期待している。 2点について具体的な案があれば教えてほしい。	①については、地域生活の受け皿となるグループホームの拡充、②については、専門性を高めるための研修の実施、自立支援協議会における情報共有等の多職種間の連携推進、障害福祉の現場の積極的な周知・広報等が考えられます。
3	2	1	(1)②障害福祉サービス等の提供を担う人材の確保について →具体的に方策や現段階での計画があれば知りたい。	・専門性を高めるための研修の実施 ・自立支援協議会における情報共有等の多職種間の連携の推進、障害福祉の現場の積極的な周知や広報の実施 ・福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の事業所への周知等が考えられます。
4	2	1,3	(3)相談支援の提供体制の確保①相談支援体制の構築、(5)⑥相談支援体制の充実・強化等について →2点について内容が重なる部分もあると考えられるが、具体的な違いを教えてください。	(3)①については、提供体制の確保に関する方策の基本的方針であり、(5)⑥は、計画の具体的な成果目標として相談支援体制の充実・強化が新たに位置づけられたことを示されています。 具体的な内容については、今後改めて国から示される予定です。
5	2	2	(4)障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項①地域支援体制の構築の項目内の18歳以降の支援の在り方について →障害児支援については(5)⑤の項目でも整備されているが、将来的に危惧される。18歳以降についても総括的な考えの基に体制を整えながら、その後の支援につながることを望ましい。	ご意見を参考とさせていただき、計画策定を進めていきます。
6	2	2	(4)障害児支援の提供体制の確保～ ①地域支援体制の構築 →障害児入所施設のみではなく、児童養護施設の入所者も必要ではないか？(軽度の障害のある方もいるため)	障害児入所施設入所者に限らず、18歳以降の支援の在り方について協議が行われる体制整備の必要性が示されています。
7	2	2	(5)①福祉施設の入所者の地域移行への移行について →第5期計画の期間は、地域生活移行者はいないと認識しているが、実際の数と福祉施設入所者への働きかけや、取り組みの過程について知りたい。	平成30年度に愛知県が実施した福祉施設入所者の地域生活移行に関する調査で地域移行を希望された5名について、本人と相談支援専門員、施設の支援員、市職員等で地域移行検討会議を開催しました。 その後、地域移行に向けたグループホームの体験利用を検討された方もおられましたが、地域移行に至ったケースはありません。 その他の取組として、モニタリングや障害支援区分認定調査などで本人の利用希望があれば、地域移行に向けて具体的に調査・検討をしています。
8	2	2	(5)障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保～ ①福祉施設の入所者の地域生活への移行 →施設入所者数から1.6%以上削減の根拠は。現状に対しての数字であるか。 現状、入所施設は高齢化してきていて、地域移行より高齢サービスへの移行が増える可能性が高い。年齢的にも高齢の方が地域へ移行することは、難しいのではと思う。	全国的な平成28年～平成30年の施設入所者数削減の状況を踏まえると、平成28年度末の施設入所者数を母数とした削減割合は令和2年度末までに1.6%となる見込みであることから、国から目標として示されたものです。 成果目標に関しては、現状を踏まえ市として目指すべき指標を設定して計画を策定していきます。
9	2	2	(5)②精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について →退院後1年以内の・・・生活日数の平均316日以上や退院率等について、どのように統計をとり、集約していくのか、その方法や手段、またそれにあたっての関係機関との連携について知りたい。	(5)②精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築にて記載した各目標数値は、都道府県の計画にて設定されるべき数値であることが国から示されたため、市町村の計画に定めることは求められておりません。
10	2	2	(5)④福祉施設から一般就労への移行等 →現状、コロナ影響下の中、就労はどのようになっているか。目標とする数字の達成が可能か。A型、B型事業所は運営できる状態なのか。	新型コロナウイルス感染症発生下における就労状況について、現時点で客観的な数値等、把握できておりません。国においては、新型コロナウイルスへの対応として、就労関連事業の継続に向け、「在宅でのサービス利用」、「自立支援給付費の工賃補填及び平均工賃月額算定取扱いの変更による給付費確保」、「事業所の減収に対する利用者の賃金・工賃確保への支援」等の支援策が示され、事業の継続に努めています。 成果目標に関しては、新型コロナウイルスの影響を含めた現状を考慮した上で、市として目指すべき指標を設定して、計画を策定していきます。
11	2	3	(5)⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 →具体的にどのようなイメージか。	・県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加 ・県が実施する指導監査の適正実施 ・障害者自立支援審査支払システム等による審査結果の分析と事業所との共有等による請求過誤防止につなげ、事務負担労力を軽減しサービス提供へ転換することが考えられます。
12	3		アンケートの結果報告の時期及び報告方法はどのように行うか。HPIに掲載するか。	アンケートの集計結果は第2回の懇話会にて報告させていただく予定です。 また、計画策定後に市ホームページに結果報告書を掲載していきます。
13	2		計画策定にかかるアンケートにあわせて実施済みの施策、(5)⑤障害児支援の提供体制の整備等のような既に達成済の施策について、実際の活用状況、計画実施前に比べ効果のあった点、またもしあれば反省点などその効果を評価できれば、施策を一層充実したものにしていけるのではと考える。	ご意見を参考とさせていただき、計画策定を進めていきます。
14	計画概要版	3	暮らしの基盤づくり (1)保健・医療 の施策の方向性として ①疾病の予防と早期発見・早期治療の推進 ②健康の保持・増進 ③医療サービスの充実 とあるが、それぞれ具体的にはどのような内容の施策か	①疾病の予防と早期発見・早期治療の推進 は、乳幼児及び成人への健康診査や審査後の指導 ②健康の保持・増進 は保健師による育児に関する訪問指導や市民健康講座の開催 ③医療サービスの充実 は心身障害者・精神障害者医療費助成や訪問歯科診療等が具体的な施策です。